

環境法政策レポート

VOL.2018001

2018年より法政策レポートが新しくなりました。
今までより地域に必要な情報をお届けできるように致します。

INDEX

「環境法令トピックス」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
閣議決定について・・・P 1

「行政情報一覧」

環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省・・・P 5

「当地行政情報」

大阪府、大阪市、堺市、・・・P 7

「主なニュース」・・・P 9

「ダイカンからのお知らせ、お願い」・・・P 12

「環境法令トピックス」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について

第193回国会（平成29年通常国会）において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）」が成立し、これを踏まえて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成30年1月26日閣議決定されました。

1. 趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第61号。以下「改正法」という。）が第193回国会で成立し、平成29年6月16日に公布されました。

これを踏まえ、改正法の施行期日を定めるとともに、改正法の実施に係る必要な措置を講ずるため廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）等について所要の改正を行うものです。

2. 概要

政令の主な内容は、以下のとおりです。詳細は、添付資料を御参照ください。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を平成30年4月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定（電子マニフェストの一部義務化関係）の施行期日は平成32年4月1日とする。

環境省 報道発表資料より抜粋、引用、編集

「環境法令トピックス」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

① 有害使用済機器の保管等

改正法第17条の2第1項の政令で定める機器（以下「有害使用済機器」という。）を定める。

有害使用済機器の保管及び処分（再生を含む。）の基準を定める。

改正法第17条の2第1項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

② 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

帳簿を備えることを要する事業者として、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）を追加する。

認定事業者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

③ その他

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定について都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定める市の長が行うこととしないものを追加するほか、①及び②に係る都道府県知事又は都道府県の事務について整理を行う。

環境省組織令（平成12年政令第256号）第43条に規定する廃棄物規制課の事務として、有害使用済機器の保管、処分及び再生の規制に関することを追加する。

上記添付書類URL：<http://www.env.go.jp/press/105057.html>

添付資料

資料1-1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（要綱） [PDF 20 KB]

資料1-2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案文・理由） [PDF 23 KB]

資料1-3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（参照条文） [PDF 219 KB]

資料2-1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（要綱） [PDF 47 KB]

資料2-2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（案文・理由） [PDF 119 KB]

資料2-3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（新旧対照条文） [PDF 147 KB]

資料2-4：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（参照条文） [PDF 329 KB]

○事業者における留意点

電子マニフェスト一部義務化の対象かどうかの確認が必要。対象であれば平成32年4月1日より実施する必要がありますので平成30年度、31年度を準備期間として運用対策が必要です。

有害使用済機器（有価物として運用されているものが主な対象）を取り扱っている業者は今後基準に基づいた保管、処分が課せられます。又各管轄行政に届出が必要となります。自社が委託している業者が4月1日より対応できるかどうかの確認が必要となります。

※次ページ以降に「有害使用済機器」一覧確認ください。

環境省 報道発表資料より抜粋、引用、編集

「環境法令トピックス」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について

【有害使用済機器】

第十六条の二法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

一：ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二：電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三：電気洗濯機及び衣類乾燥機

四：テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ：プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）

ロ：ブラウン管式のもの

五：電動ミシン

六：電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七：電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八：ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九：電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十：フィルムカメラ

十一：磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二：ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三：扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四：電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五：電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六：ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七：電気マッサージ器

十八：ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九：電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十：蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一：電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二：携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

環境省 報道発表資料より抜粋、引用、編集

「環境法令トピックス」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について

【有害使用済機器】

二十三：ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四：デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五：デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六：パーソナルコンピュータ

二十七：プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八：ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九：電子書籍端末

三十：電子時計及び電気時計

三十一：電子楽器及び電気楽器

三十二：ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

環境省 報道発表資料より抜粋、引用、編集